18　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について定める。（第一九条関係）

20　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない旨定める。（第二〇条関係）

21　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について定める。（第二一条関係）

22　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について定める。（第二二条関係）

23　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等について定める。（第二三条関係）

24　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等について定める。（第二四条関係）

25　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について定める。（第二五条関係）

26　仲裁廷は、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意によって任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成すること等について定める。（第二六条関係）

27　仲裁廷は、紛争の範囲内である事実に関する問題又は法律上の問題についての利害関係を有する第三者の書面による意見を考慮することができることについて定める。また、被申立人が当該仲裁廷の設置の後四五日以内に要請する場合には、紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議等について迅速に決定すること等について定める。（第二七条関係）

28　仲裁に別個に付託された二以上の請求が併合される場合について定める。（第二八条関係）

29　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について定める。（第二九条関係）

30　合同委員会を設置する旨定める。（第三〇条関係）

31　両締約国は、この協定の効力発生の後にアルゼンチン共和国が国債を除外する規定を含まない協定等に該当する多数国間又は二国間の投資に関する国際協定を締結したときは、この協定の対応する規定を改正し、又はこの協定に関連する規定を加えることを目的として見直しを行う旨定める。（第三一条関係）

32　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第三二条関係）

33　第二条又は第三条により課される義務に適合しない両締約国の措置に係る分野等について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

――――――――――

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定（条約第五号）（外務省）

この協定は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とクロアチア共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。クロアチア共和国においては利得税、所得税及び所得税に対する付加税に、日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この協定上、一定の用語は、それぞれこの協定において定義された意義を有し、この協定に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引を厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対しては、源泉地国において、一定の要件を満たす適格者に該当する親会社が子会社から受け取る配当の場合は課税が免除され、その他の配当の場合は五パーセントを超えない税率により課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等が取得する利子の場合は課税が免除され、その他の利子の場合は五パーセントを超えない税率により課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、五パーセントを超えない税率により課税することができる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得に対しては、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができる。（第一七条～第二〇条関係）